

## 第4回パーソナルデータに関する検討会 議事要旨

日 時：平成25年11月22日（火）17:00～19:00

場 所：中央合同庁舎第4号館 12階 全省庁共用1208特別会議室

出席者：堀部座長、宇賀座長代理、金丸委員、佐藤委員、新保委員、滝委員、長田委員、  
松岡委員、椋田委員、森委員、安岡委員、山本委員

参考人 新経済連盟 事務局長

消費者庁 消費者制度課 個人情報保護推進室

山本 IT政策担当大臣

総務省 情報流通行政局 消費者行政課 松井室長

経済産業省 商務情報政策局 情報経済課 佐脇課長

内閣官房 IT総合戦略室 遠藤政府CIO、向井副政府CIO、二宮参事官、吉川参事官、  
瓜生参事官、濱島参事官、村上調査官、神成政府CIO補佐官、楠政府CIO補佐官、  
満塩政府CIO補佐官

1. 開会
2. パーソナルデータに関する検討会の論点について
3. 技術検討WG報告書について
4. 制度見直し方針（案）の検討
5. 閉会

### [資料]

- 【資料1】 パーソナルデータの利活用に向けてー第3回までの議論に対する意見ー  
（椋田委員提出資料）
- 【資料2】 パーソナルデータに関する意見（参考人提出資料）
- 【資料3】 技術検討ワーキンググループ検討状況報告（佐藤委員提出資料）
- 【資料4】 パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針（事務局案）  
（事務局提出資料）
- 【資料5-1】 パーソナルデータの利活用に関する消費者からの意見（長田委員提出資料）
- 【資料5-2】 ※非公開資料（席上配布のみ）  
（参考資料1） ※非公開資料（席上配布のみ）

## 1. 開会

(山本IT政策担当大臣)

この検討会は、私の強い要望があって、IT総合戦略本部のもとに設置をさせていただいた。その理由は、ITの利活用の裾野を拡大していくためには、どうしてもパーソナルデータに関する問題をクリアしていく、ここにしっかりとしたルールをつくらなければいけない。個人情報保護をしっかりとやりながら、IT利活用をより進められるような方策を見つけられるかということで、私の強い要望で設置をさせていただきました。

この間、パーソナルデータについては、皆様に精力的に議論していただいて、課題が明らかになって、一方で、個人情報を保護しながらIT利活用を進めるという、この両面を踏まえた方向性がだんだん出てきたように思っている。今や政府の中では、いろんな機関も含めて、パーソナルデータについての検討は、委員の皆様のおかげでまさにこの検討会が中心的な存在になっており、担当大臣として感謝を申し上げたいと思う。

ここの議論が中心になって、年内までに見直し方針を取りまとめていただいて、法改正につながっていく流れをつくっていただいていることを大変うれしく思うし、感謝を申し上げます。

今回は事務局から提示した論点に対する各委員から御意見をいただくことと、技術検討WGからの中間報告、事務局提出の制度見直し方針（事務局案）について、議論をいただくことになっている。今回と次回の2回の会合で、制度見直し方針（案）を取りまとめていただくという流れになったと思う。今日も密度の濃い議論を展開していただき、まさにここからパーソナルデータに関するルールづくりをしていただける、こういう流れをさらに確固たるものにしていただければと思う。

## 2. パーソナルデータに関する検討会の論点について

【資料1に基づき、椋田委員より説明】

【資料2に基づき、新経済連盟より説明】

(堀部座長) 新経済連盟としては、内部で委員会をつくって、これについて検討されているのか。

(新経済連盟(関事務局長))

これだけを対象とした委員会ではないが、担当するプロジェクトチームが設置されており、かなり前からずっと検討している。EU委員会が最初に提案をしたころから、関心を持って検討してきており、実際、ブリュッセルにも足を運んでいる。

(堀部座長)

新経済連盟の意見は、椋田委員の意見と共通するところと、必ずしもそうではないとこ

るもあり、今後の分析には、これらの意見を踏まえて、どう反映するか、事務局とも検討したい。

### 3. 技術検討WG 報告書について

【資料3に基づき、佐藤委員、森委員より説明】

(安岡委員) 集合でいうと、一番小さいのが識別特定情報で、その周りが識別非特定情報、非識別非特定情報の順番という形か。

(佐藤委員)

その理解で多分あっている。ただ、技術職の観点から見ると、含有関係になっているかについては、少し自信のないところがある。

なぜかという、個人を特定しなくても識別してしまうというケースがある。例えば、顔写真のマッチングは、顔と顔のマッチングだけでやっている。この例がよかったかどうかかわからないが、技術検討WGはこの例の内容には踏み込んでいないので、集合関係はもう少しきっちり見ないといけない。

(安岡委員)

そこはもちろん厳密にやる必要がある。しかし、方向性としては、例外を全て検討すると、幾らでも出てきてしまう。例えば、システム開発でも、実際の運用では8割ぐらい収まることは、検討では2割ぐらいの領域にしかなかったりする。従って、例外を考えると、実際に全部その課題をつぶしていかなければいけなくなってしまう。なので、まずはある程度方向性を明確にさせていただき、それ以外のものが挙がってくるのであれば、適宜挙げていただきたい。

あと、最終的に技術検討ワーキンググループとしては、FTC 3要素を満たせば良いのではないかという推奨か。

(佐藤委員)

我々の理解では、FTC 3要件を提唱することは、我々のタスクではないと思っている。我々のタスクは、あくまでも新立法を想定した場合、データが利活用でき、なおかつ個人データの保護ができるかを考えることが目的である。ただ、今回ある意味緩める形をとったときに、規律として、線を明確に引けるかという、そういうわけではないので、その1つの方法として、FTCの3要件を考えている。ただ、ほかの要素が出たのかという、私は法律の部分に関しては素人なので、これが精いっぱいだったというのが実情である。

(安岡委員)

何も代案がなければ、これが良いと私も思う。徐々にでもちゃんとソリューションをつくっていかないといけないと思っている。

(森委員)

3要件と類似の提案というよりは、2回目の親会議でも、鈴木委員から御紹介があったように、総務省のパーソナルデータ研究会の報告書も、規制改革会議も、FTCの報告書の要件を前提にしているお題に対し、技術検討WGとしては、法制度側の要件の2番と3番が決まらない中で、技術について紹介すること。全体として、FTC3要件は1番、2番、3番が相まって動くものであり、2番、3番が決まらなければ、当然1番も決まらない。技術検討WGとしては、データベースの性質が決まらなければ、技術も決まらない、また汎用的な技術はないということであったので、そういう意味での技術の紹介を報告するもので、FTC3要件のようなもののパッケージとしての提案ということではむしろないと思う。

(新保委員)

従来から、日本において、匿名という用語は用いられており、匿名とは何かという議論について、経済産業省のパーソナル情報検討会などでは、非常に精緻な議論が行われた経緯がある。その過程においても、アノニマイゼーション、無名なのか、それともスードニム、仮名なのかについて、我が国の法体系の中では、匿名については、詰めた議論がなされてこなかったということが現状かと思う。そのような現状において、匿名とはそもそも何かという議論に加えて、匿名化と識別化、非識別化、非特定化という解釈については、現行の法解釈の限界を超えていると思う。その観点から、法解釈と技術的解釈の整合性をとるということは、現状では非常に難しい状況ではないかと思う。

今回、識別、特定という用語を使い分けることで、定義の試みを行っていただいているが、非常に複雑である。説明のための用語が、まるで暗号化されているかのようなのである。平文で書かれているにもかかわらず、なかなか認識をするのが難しい。私もこの分野では長年研究を行っておるが、一別してこれを理解するのは非常に困難であると思われる。一般の企業の方がこれを見て、直ちに理解できるかは疑問である。法解釈、技術的解釈の専門家においても、定義を試みること自体が困難であり、検討作業自体が非常に困難であったことがうかがえる。

法解釈及び技術的解釈の両者の整合性を保つためには、拙速にならずに、この平文を解読できるようにしていくことが重要だと思う。

(森委員)

技術検討WGで検討する際、特定の個人を識別できるとは、一体何なのかという話は、一旦は法律家である私に振られるが、論理的に説明できない。それで、このように完全に特定と識別を分けて、それぞれ別々のものとして検討するという事になった。

資料1で、グレーなことがいけないのだ、ルールははっきりしているべきだということは全くそのとおりだと思う。ある意味で、我々は特定の個人を識別できることについてさえ、技術で整然と説明できなかった。容易照合性のことも、またしかりだと思うが、そういう意味では、こういう技術側からのきちっとした論理的な提案というのは、現行法の解釈ではないが、技術検討WGの成果として、参考にさせていただくべきものではないかと思う。

(堀部座長) まだいろいろと御意見等があるかと思うが、識別とか、匿名ということについて、若干触れさせていただく。日本で識別という概念を法令用語で使うようになったのは、1988年の「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」からである。その前に自治体の条例で、識別という言葉を使っていたが、その言葉を国のレベルで使い出したのは、OECDの1980年のガイドラインをどう訳すかということであった。パーソナルデータの定義として、any information relating to an identified or identifiable individual (data subject)とあり、そのidentifiedをどう訳そうかということで、随分議論した。もう三十数年前である。普通の辞書でidentifyというのは、身分を証明するとか、同定するとか、識別という言葉は出てこない。辞書というのは、使われているものに日本語を入れていくということであり、当時そういう概念はなかったと言ってもいいと思う。そういう中で、自治体などで何となく使われている概念をidentifyの訳として使ってみたというのが、この議論の起こりである。

他方、匿名という言葉は、外国ではアノニマイゼーションだとか、いろいろあるが、日本の法律でこれを明示的に使ったのは、2009年に施行された、よく新統計法と言われているものがあり、ここの匿名データという言葉がでてくる。それまでは匿名組合という言葉はあったが、匿名というのは、法令用語としては使われていなかった。

私は国勢調査にかかわってきているため、新統計法で匿名データという言葉が使われ、そこから匿名という言葉が法令用語として使うようになったということであり、統計局の解説などいろいろあるが、そういうものも参考にさせていただくのもいいと思う。

言葉1つをとっても、どういうふうにしていくのか。今回新たな言葉が出てきており、これを法令用語としてどう扱うかは、今後の検討になるが、どう使っていけばいいのかというところはあるので、引き続き検討させていただきたい。

#### 4. 制度見直し方針(案)の検討について

【資料4に基づき、事務局より説明】

【資料5-1に基づき、事務局より代読】

【資料5-2に基づき、滝委員より説明】

(佐藤委員)

事務局案の3ページ目にある「2. 一定水準まで個人が特定される可能性を低減した個

人データの取扱い」の趣旨はわかるが、ここだけ読むと、データの流通や活用のために、個人情報保護をある意味で緩めてしまうと読めなくもない部分だと思う。

技術検討WGの立場でいうと、流通や活用をするにしても、まず守らなければいけないことは、プライベートデータだと思う。技術検討ワーキンググループでまとめた枠組みは、両方を満足するために、第三者提供において、提供側でやることと、受領者側でやる作業というものに軸足をずらす。全体としては、個人情報保護できるけれども、利活用するために、軸足をずらしたものを提案した。実際にデータの利活用とパーソナルデータの保護というのは、規律面まで含めれば、両立できるものだと思っている。

2のところ、例えば一定水準まで個人が特定される可能性云々のところより前に「パーソナルデータの保護に配慮しつつ」という一文を入れていただけると、非常にバランスのとれた制度見直し方針になるのではないかと思う。

(事務局)

御意見につきましては、次回までに事務局側で修正したい。

(山本委員)

医療側の人間として、2点困ったことがまだ残っている。

1つは、3ページにある小規模な事業者の負担軽減ということが当然あるけれども、医療の場合、最近開業した診療所とずっと診療している診療所で情報の扱いが違うということは常識的ではないと思う。もちろん現状、医療、介護事業者等は、取り扱う個人データが5,000件以下であっても対応はしていると思うが、ルールがないというのは、妙な話である。

厚生労働省の医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドラインでも、法的責務と努力義務という2つの言葉を導入して、今、対応を求めている。努力義務の一定の情報、種別において、5,000件未満の要件というのは、見直していただきたい。

もう一点は、4ページのIVで、行政機関、独立行政法人等は、引き続き検討の箇所である。引き続き検討ということは、恐らくその次のロードマップからは外れるのだろうと理解するが、医療、介護分野というのは、行政機関、独立行政法人、地方公共団体、民間、全てがかかっているところであり、今のパーソナルデータを利活用していくという点においても、医療、健康情報というのは、最も利用価値が高いと思う。産業においても、公益においても利用価値の高いものだと思うが、ここがセクトラルになっていると、非常に活用しにくい。今でも活用しにくい状況があって、ここを是正することによって、本来目指しているパーソナルデータを利活用することが可能となり、新しく国の力をつけていくということにかなり重要な役割を果たすと考える。

包括法として、これをオーバーライドすることは、今までの建て付けからいうと、かな

り難しいのではないかと思うが、幸い、情報、種別によって、特別に条例を定めている地方公共団体等は余りないと思う。そういう意味では、センシティブデータというと、何となく定義が難しくなるから、幾つかの情報、種別においては、これをオーバーライドできるような方向性を検討いただければと思う。もう一点は、私自身はFTC 3要件に賛成だけれども、提供する事業者だけを見張っていればいいのかという問題が必ず出てくると思う。本来、個人を識別して、プライバシーを侵害するような行為をした人が罰せられるべきだと思う。したがって、提供する側は責務を果たしているけれども、提供された側や提供された側からさらに情報を持ち出した側が、実際に受け取った情報を使って識別して差別をすとか、不当なことをする人に対しての法整備や法の実効性について、よくわからない。

今までの刑法やその他の法律によって、もしもカバーされていないとしたら、検討いただきたい。情報を盗んだだけでは、今の法律では実効性が余り十分ではないと思うので、検討していただければ、非常に助かる。

(新保委員)

3ページの2の一定水準まで個人が特定される可能性を低減した個人データについて、本人同意なく第三者提供ができるという点について、既に本日の報道などでもクローズアップされているが、今後、若干ミスリーディングな解釈がなされないようにすべきであるということを確認したい。現行の法制度においても、第三者提供に当たり、オプトアウト、委託、共同利用等は、同意は不要で、適法に提供することは可能である。しかし、プライバシーへの影響があるために、たとえ元のデータに対しオプトアウトを実施したとしても、そのまま提供することは適切ではないことがあるため、提供できるようにするための例外となる概念の明確化が本旨である。

例えば、ネットでも既にいろんな議論がされており、ビッグデータの取り扱い解禁とか、パーソナルデータの取り扱い解禁といったような、まるでボジョレーヌーボの解禁のような論調がある。本人同意なく第三者提供することができるということが本旨ではなく、現行の法制度では、既に実施は可能であるが、プライバシーへの影響があることから、そのままオプトアウトを実施したとしても、提供することができないことがあり、今回検討を行った結果、このような記述になっていることについて、留意をしておかなければならない。

その上で、パーソナルデータの取り扱いに係る新たな類型について、今後、検討を行うことになるけれども、その際にも、パーソナルデータの取り扱いについては、例えば国際的な基準との整合性を保つことが必要になってくる。つまり既存の定義だけではなく、日本がイニシアティブをとるという意味でも、受け入れ可能なタイプの提唱が必要になってくると考えている。

そもそもパーソナルデータという用語について、国内においては、個人に関する情報という認識がなされるようになってきている。この用語を用いて、問題なく議論がなされている

わけであるが、国際的には、例えばPIIとNon-PIIを含む情報といった補足をしなければ、この用語の本来の意味について理解してもらうことは難しいという状況もある。したがって、新たな類型を設けるに当たっては、日本企業及び国外の企業の双方が、日本国内において、いわゆるパーソナルデータの適正な取り扱いと保護を達成できることを目指す上で、国際的に受容性のある類型の提示が必要であると考えることが1点目。

2番目の継続的な検討事項については、3つの点から公的部門も含めた対応が必要であると考えている。公的部門の監督については、既に番号法に基づく特定個人情報保護委員会の設置が決定しており、こちらは個人番号利用事務等実施者が対象となっており、個人番号利用事務とは、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等、その他の行政事務を処理する者が行う事務が対象となっている。したがって、特定個人情報保護委員会の権能、権限の拡張をする際には、当然公的部門への対応も必要になる。既に公的部門も対象にしている特定個人情報保護委員会の権限拡大という観点からすると、1点目については、公的部門の監督もおおのずとつながってくると考えている。

2点目については、民間部門におけるパーソナルデータの利活用が注目されているわけであるが、本来の全体の趣旨、背景となっている、世界最先端のIT国家を創造する上で実施されているさまざまな検討、例えばオープンデータの活用であるとか、行政機関等による個人情報の取り扱いについても積極的に推進がなされる必要がある。その際に、オープンデータの活用を円滑に進めるためにも、第三者機関が公的部門を対象にすることは必要であると考えている。

3つ目に、国際基準に照らしても、例えばOECDガイドラインは、プライバシー執行機関を置くと定めているが、プライバシー執行機関というのは、国際的にも官民双方を対象にすることが一般的である。

以上3つの観点から、継続的検討事項については、官民双方を対象にした対応が不可欠であると考えている。

なお、地方公共団体については、現在、1,800ほどあるが、個人情報保護関連5法においても、基本法部分は地方公共団体にも適用される仕組みである。

一方で、個人情報取扱事業者の義務、行政機関、独立行政法人等の義務については、現在それぞれ個別法において義務が課されるが、これらについては、そもそも法令の適用範囲について、現行の個人情報保護関連5法が、地方公共団体に対して適用がなされない仕組みになっている。

一方で、番号法においては、この点を埋める立法措置がなされており、地方公共団体も含めて、今後、個人情報保護制度全体の見直しをすることが必要になってくるだろうと思っている。

その上で、第三者機関が地方公共団体に対しても、どのような法執行を行うのかについて検討することが必要になってくると思うので、まずは個人情報保護に関する5つの法律における義務規定との関係において、地方公共団体をどのように考えるのかということ



検討すべきだと思う。

(棕田委員)

事務局に方針案をおまとめいただき、パーソナルデータの利活用促進に向け、新たな一歩を踏み出したという点は、評価されるのではないかと思われる。これに加えて、事業者を元気づけて、安心させて、新たな投資を促して、成長戦略実現に貢献する上では、さらなる一歩を期待したい。

そのためには、まず背景、趣旨の中で、制度のグレーゾーンを解消して、世界最高水準のデータ利活用環境整備を行うのだという国の決意を強く宣言していただきたい。その上で、先ほど申し上げた具体的な提案をローマ数字のⅡ以下に盛り込んでいただきたい。

他方で、これを読むと、例えば「抑止的效果を期待」といった用語が何回か出てくるが、まるでこれが利活用を抑制するようにも受け取られかねないので、好ましくない。

また、真面目に法制度やガイドライン等を遵守している企業に対して、いたずらに事務手続、コストの負担増を課さないことを明記することによって、企業の懸念を解消していただきたい。特に3ページの越境移転の制限や、開示、削除等のあり方については、事業者の事務負担を考慮しつつ、検討するということを明記していただきたい。

各論のところ、1ページの1.の2つ目のポツで、これを取り扱う事業者が負うべき義務を法定すると書かれており、3ページにも出てくるが、現段階ではまだ義務を検討する程度でよいのではないかと思う。

4ページのプライバシー影響評価については、まだ明確に確立していない概念であり、事業者への義務づけを考えているということであれば、時期尚早だと考える。

今後、第三者機関について、もし設置に向けた検討が行われるのであれば、パーソナルデータの利活用を促進して、成長戦略に寄与するという点を主たる目的の1つとして、まず掲げてほしい。

その上で、4点述べたい。第1に、第三者機関は、個人情報保護の保護一辺倒ではなくて、利活用の促進面での成果、アウトカムも適切に評価される組織にしていきたい。

第2に、第三者機関の機能、権限については、個人情報保護法全体のルールが明確でない面が多く残っているため、明確化とのバランスに配慮しながら、慎重な検討を行っていただきたい。遵守すべきルールが不明確なまま権限を強化すると、どうしても企業活動が委縮して、制度見直しの趣旨に反しかねない。この点は罰則のあり方についても同様である。

第3に、政府の窓口を可能な限り一元化して、重複した行政による監督を回避していただきたい。間違えても、既存の主務大臣制度に屋上屋を架すようなことがあってはならない。法令やガイドライン等の異なった解釈が行われたり、現状でも行われているような複数の機関からの重複した報告や説明の聴取に、さらに第三者機関が加わるようなことがないよういただきたい。

最後に、多くの企業が懸念していることであるが、行政による監督の強化によって、これまで真面目にきちんと取り組んでいる企業の日常的な事務負担とか、あるいは管理コストがいたずらにふえるような事態は避けていただきたい。

こうした点に十分配慮いただいて、見直し方針案にも書ける範囲で書いていただければ、事業者の期待も高まり、また、不安や懸念も払拭できるのではないかと思う。

(森委員)

1つ大きなところで申し上げたいのは、これからの個人情報保護法は、プライバシーを守る法律だと位置づけることが重要だと思う。これは先ほどのグレーゾーンの問題と並んで、もう一つ重要なことだと思っており、それによって、例えば識別化の危険みたいなことを考えることになるから、ルールとしては、大きかったり、重かったりすることになるのかもしれない。そのかわり、この事業の取り組みは、プライバシー侵害だと消費者から言われた場合、我々は個人情報保護法を守っていたから、プライバシー侵害ではない。今のところ、公法と私法の一体的な関係というのは、公法である個人情報保護法にプライバシーの考え方を取り込めば、抗弁を裁判所が受けてくれることもあるようなものにすればいいのではないか。そうすると、今のように、個人情報保護法を守ってやっているのに、どうしていろいろ言われるのだということもなくなって、やがてはグレーゾーンの解消にもつながると思う。

あとは細かいことだが、提供者だけを見てはいかぬという話については、今、FTC 3要件で、提供者、受領者となっているが、原文はダウンストリームレシピエントなどとなっているので、これはもしかすると、下流全体を指すのかもしれない。

もう一つ、FTCの報告書を紹介する。これはFTCが言っているから、そうすべきだという趣旨では全くないが、5,000人については、FTCの報告書は、むしろ逆の提案をしており、5,000人未満の消費者からデータを取得して、かつ第三者提供しないという主体については、報告書のフレームワークの対象外にすべきであると言っている。

(長田委員)

今回、制度の見直しをする大きな目的は、パーソナルデータの社会的有用性がある利用の仕方を可能にするためだと思う。成長戦略だ、経済が発展するのだということではなく、パーソナルデータを利活用して、最終的に社会的な有用性があるから、パーソナルデータの利活用に関してのルールを明確化するのだと理解している。

その中で、3ページ、一番上の2.の書きぶりだが、この文章をこのまま読むと、非常に誤解を受けると思う。その誤解を受けた部分が、きょうの日経の記事につながったのではないかと思うので、「本人の同意なく第三者に提供する等の柔軟な取扱いを可能」という表現を削除し、きちんと趣旨を書いていただきたい。

本来、社会的有用性のある利活用をするために、どういう情報を自分が提供するのかと

いうことを明確にして、同意を取って、そして、それが最終的に利用される段階でも、こういう同意のもとに集められたデータなのだということが、明確になっていたほうが、データの信憑性も高まると思う。どこかで取った情報ですといったあいまいなものより、どこで同意を取ったものなのか明確にしたほうがいいのではないかと考えており、基本的に同意が前提なのではないかと思う。

その考え方からいくと、4ページの「プライバシーに配慮したパーソナルデータの適正利用・流通のための手続き等の在り方」のところも同じで、本来業務の中の利用目的が少しふえるということではなく、全く想定もしていないような利用目的の拡大もあり、共同利用者も異業種ということもある。そういうときには、明確な同意を取るべきだ。そのほうが、最終的にデータの信憑性も出てくると考えるので、ここは他の先生方の御意見も伺いながら、もうちょっと書き込んでいただきたい。

(宇賀座長代理)

合理的な匿名水準を汎用的に達成可能な技術というのは存在せず、結局ケース・バイ・ケースで判断せざるを得ない。先ほど堀部座長からお話があったように、新統計法で匿名データの提供という新しい制度が入り、その後、内閣府の統計委員会の中に匿名データ部会が設けられ、匿名データの提供に当たって、どのように匿名化するかについて、匿名データ部会でまさにケース・バイ・ケースで判断していた。このように汎用的な技術はなく、ケース・バイ・ケースで判断せざるを得ない。

しかも、先ほどの佐藤委員のお話だと、事業者が合理的な水準の匿名化を適切にできるかどうかは、必ずしもわかっていないということになると、それぞれのケースごとに、一定水準まで個人が特定される可能性が合理的に低減したかを、どう担保するのか。個々の企業に任せて、例えば事後的に個人情報保護委員会がチェックするという形で足りるのか、あるいは事前に何らかのチェックがあるべきなのか。余り規制が厳しくなって、使えないような制度にしては意味がないが、匿名下の合理性をどうやって確保していくのか。そこが、非常に重要になってくるのではないかと思うので、この辺り何か御意見があれば、佐藤委員に伺いたい。

(佐藤委員)

現実にいわれる匿名化という技術はすごく難しく、多分できない企業が多いと思う。第三者提供という形を適切に措置ができる企業に渡すための手段をとることも1つの考え方だと思います。

ただ、企業に渡す場合、担保しなければいけないけれども、まず1つには、何をやっているかということをちゃんと明記しなければいけない。それはFTCの3要件の中に入れるのか、また日本版のFTC3要件にして、何か新しい仕掛けをするのかというのは、恐らく実際の運用性による。特に第三者機関をつくることになったら、第三者機関の実際的な事務処

理も考慮しながら、実運用できる形でつくとしか、現段階では答えを持っていないというのが実情である。

(安岡委員)

基本的に総論は賛成ということで、皆さんの意見に大体同意する。1ページの下の方「取り扱う事業者が負うべき義務を法定する」というところで、口頭では新たな法律でと言われたが、皆さんの中では、個人情報保護法を改正するというイメージがあると思うが、新しい法律を制定すると、同目的の法律が2つ出てきてしまって、解釈に違いが出てきてしまうので、同目的だったら、同じ法律にさせていただきたい。もちろん通信の秘密とか、信用情報とか、そういうところは、金融であったり、総務であったり、別の法律もあるが、そこは1点にさせていただきたいと思う。

3ページの「本人の同意なく第三者に提供する等の柔軟な取扱いを可能」というところで、記事などで先立った報道などがされていますが、確かにオプトインは前提だろうけれども、総務省の研究会の報告書もあったように、コンテキストに沿っているようなものに関しては、例えば宅配便事業者がEC事業者からもらった住所を使うのは当たり前のように、毎回承諾を得る必要はないということもある。例えば、鉄道事業者がICカードの情報を駅の改札の人の行き来をよくするために分析してもらう第三者に提供する場合もそうするか、そういうものに対していちいち承諾を取っていると、それはそれで結構大変になってしまうので、コンテキスト（経緯）に沿った目的のものに関しては、委託でなくとも同意を取らなくていいとか、そこは明確にさせていただきたい。

あと、ある程度匿名化したものに関しては、使えるとか、匿名化の技術に関しては、もっと詰めていかなければいけないと思う。しかし、そういうところは、明確に同意がなくても、利用ができるような形で、例えばそれをオプトアウトにする、つまりユーザーが嫌だったら外せるようにするという形がとれるようにさせていただきたい。

(堀部座長) まだいろいろ御意見はお持ちかと思いますが、きょうの議論を踏まえて、この案をさらに修正していきたいと思う。お気づきの点があれば、できるだけ早い時期に提出いただきたい。それをもとにまとめをしていきたい。

## 5. 閉会

(山本IT政策担当大臣)

大変多岐にわたる率直な御議論をしていただき、ありがとうございます。私も大変勉強させていただいた。技術検討ワーキンググループで、特に本検討会からの依頼事項を取りまとめていただいた、佐藤委員と森委員には、改めて御礼を申し上げたいと思う。

一言で言うと、個人のプライバシーの問題と情報の有用性を両立するというのは、非常に大変だということを改めて感じた。そのためには、現行法の対応では難しい。これは法

改正なのか、あるいは新しい法律をつくるのか、これはまた少し議論が必要だと思うのですが、とにかく両者のバランスをうまくとった法的な措置が必要だということを再認識した。

きょう来る前に、事務局案の説明を受けたとき、最後に「パーソナルデータの利活用に関する制度見直しロードマップ」をつけられたことが、私は非常に画期的だと思っている。皆さんの議論を法改正にきちっと結び付けていくことが、非常に大事だと思っている。

これを見て、もう少し早められないのかと事務局に言ったが、これでも猛スピードで、丁寧にやらなければいけないと言われた。ロードマップに書いてあるとおり、欧米を含めた諸外国の制度は、今、変更に向けた作業が行われており、整合性をとるためにも時間が必要だと説明があった。アメリカとヨーロッパの間で、どういう仕組みを目指していくのかということについては、方向性を考えていかなければいけないと、担当大臣としては思っている。

引き続き御議論いただきまして、見直し方針（案）をまとめていただくように、願います。

以上